

飲食関連事業者等事業継続支援金について

新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づく飲食店等への営業時間短縮の協力要請によって影響を受けた事業者に対して支援金を支給します。

1 支給対象（予定）

- ・飲食店等の営業時間短縮により直接的に影響を受けた事業者
- ・令和3年1月又は2月の売上高が対前年同月比で一定割合減少している事業者（具体的な対象業種、申請要件については、後日お知らせします。）

2 支給額（予定）

- ・個人事業者：20万円以内、法人：40万円以内（※詳細は、後日お知らせします。）
- ※事業実施にあたっては、補正予算の成立が前提となります。

3 申請受付（予定）

- ・令和3年3月頃を目途に受付開始予定（詳細は、後日お知らせします。）